陳　情　文　書　表

（保健福祉局）

受理番号	４４８５	受理年月日	令和８年１月27日
件　　名	福祉職員の処遇改善施策の実施の要請等		
要　　旨	障害や介護などの福祉職場の多くは、慢性的な職員不足に陥っている。やむなく派遣会社から人を派遣してもらっているが、「非常勤の待遇が派遣の方より低いのは納得できない。」という声や、「正規職員が少なく、非正規が多いのに、非正規は記録等事務仕事をしないことになっているので、正規は事務所で事務仕事をしている。その時間、非正規が仲間の支援をすることになり、十分に利用者の支援ができない。一方、利用者の支援に入るとその分、事務仕事は残業することになる。」、「グループホームは、基本宿直であるが、利用者の対応でほとんど寝れない。」、「利用者の働きがい、生きがいのことよりも、いかに事業収入を増やすかということばかり考えざるを得ない。」など、過酷な労働実態であるのに、報酬改定に伴い、事業所の収入がますます減り、そのことで、やむなく職員の非正規化が進んでいる。しかし、正規職員でも、全産業平均より月額７から８万円も低い賃金水準と言われる中、非正規職員の処遇は最低賃金ぎりぎりで、募集をしても人が確保できない状況である。 そのような中でも、今、現場で働く多くの職員は誇りとやりがいを持って仕事をしているが、長く働き続けることに不安を抱えている。この状況を改善するために一刻も早い対応が必要である。 利用者も、職員も、その家族も、個人として尊重され、誰もが犠牲にならない権利が保障されるべきである。 ついては、以下について、京都市で可能な限り実現を図るよう努力することを願う。 １　介護・福祉・保育分野の労働者の定着・確保のために、処遇改善、賃金水準の底上げを図る自治体独自の補助金制度の創設や家賃補助施策などに取り組むこと。 ２　高額な紹介料を請求する人材紹介業の規制を国に求めること。また、紹介会社や派遣会社を使って職員確保している事業者がどれぐらいあり、紹介料等の負担がどれぐらい大きくなっているのか実態を調べること。 ３　安全・安心のケア実現のために、介護職員・障害職場の職員等の夜勤改善・大幅増員などを行えるよう財源を確保すること。 ４　介護・障害分野の報酬改定に伴う現場実態を把握し、利用者負担軽減と共に、職員の処遇改善ができるよう、以下について、地方自治法第99条に基づいて政府への意見書を提出すること。 （１）2025年度の補正予算によって、介護報酬・障害福祉サービス等報酬の臨時改定を行い、事業所で2025年度のベースアップ原資が確保できるように措置すること。 （２）報酬の基本分に含まれる人件費相当分を明らかにして、人件費以外への流用ができないように使途制限を設けること。 （３）報酬の基本分は、最低賃金引上げ分を反映させた単価設定をすること。		
陳　情　者			
回付委員会	環境福祉委員会		